

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 6 月 1 日 (木) 午前 10 時 30 分から 10 時 57 分
2. 開催場所 宇和島市役所 A 棟会議室
3. 出席委員 (15 名)

会 長 9 番 小清水 千明
会長職務代理者 24 番 山本 一也

農業委員	1 番	赤松 俊雄	2 番	赤松 利彦
	3 番	今西 功尚	4 番	上田 一徳
	7 番	黒田 義人	10 番	末光 亨
	11 番	清家 儀三郎	12 番	竹葉 邦政
	13 番	谷本 宏明	14 番	玉木 邦英
	16 番	富永 文夫	20 番	三好 春樹
	23 番	山口 一光		

4. 議事日程

議事録署名委員の指名

16 番 富永 文夫 20 番 三好 春樹

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 6 条の規定による報告について
報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約及び使用貸借合意
解約通知について
報告第 4 号 諸証明について
(令和 3 年 4 月 16 日～令和 3 年 5 月 14 日までの事務局処理事案)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による宇和島市農用
地利用集積計画 (案) の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 庵崎 正幸 次長兼管理係長 今西 愛典
農地係長 濱田 英樹

6. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席人数は農業委員15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年6月定例総会を開会いたします

《庵崎局長》

小清水会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

おはようございます。大変お忙しい中、梅雨の合間の晴れの中ご出席いただきましてありがとうございます。コロナの方もこのような形で愛媛県はまん延防止は解除になりましたが、会場の都合等ありまして今回もこのような形で開催という事でご理解を頂きたいという風に思っております。

今日の新聞にも載ってございましたけれども、コロナのワクチンの接種率、愛媛県9.7%という事で全国的に見ても低いという状況であります。先般からワクチン接種が始まりまして、受けられた方もチラホラ見るようになってまいりました。早くワクチン接種が全体に広まって、治まって欲しいものだという風に思っております。

国の方も色々批判を受けた関係で、柔軟な対応というのは目立って参りました。64歳以下につきましても、65歳以上の高齢者が終わらなくても接種して良いという事になったようです。1日でも早く皆さんが安心して過ごせるようになって欲しいものだという風に思っております。

また後遺症と申しますか、コロナにかかってその時は症状がなかったのに、後になって後遺症が出てくるという事も多いようでございます。一番には倦怠感とか、腕が上がらないとかという事があるようですけれども、一番酷いものは記憶障害というものが出て来るようでございます。これはもう原因が全然分からない訳ですけれども、痴呆みたいな感じが若い方でも出てくるという事で、大変怖いものだなという風に思っております。皆様方もワクチン接種までかからないように努力の方をしていただきたいという風に思っております。

梅雨に入った訳でございまして、最初から大きな雨が降りまして、被害が出てきた所も有るとお聞きしております。ずっと週間予報で雨マークやったものが、こうやってお天気が続いて一安心という事でございまして、これも温暖化の影響で梅雨が長引くのかといえばこれまで経験がない事ですけれども、前線が早く上がりすぎて北海道や東北の方で梅雨明けという事にもなってくるんじゃないかなという風にも思っております。梅雨も早いんじゃないかなという事になりますと、夏場の高温等水不足が心配になってくる訳でございまして、これからそれぞれの農作物の管理が大変ではあろうとは思いますが、頑張ってくださいという風に思っております。

多分、来月の総会には推進委員さんも全員出席の元で開催できるのではないかなという風に思っておりますが、今日も重要な案件が揃っておりますので十分にご審議を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

はい。本日は欠席0名でございます。

《 会 長 》

はい。ありがとうございました。

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に富永委員、三好委員を指名いたします。

まず報告第1号から第4号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(報告第1号から第4号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第4号までの報告がありました。

何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《清家委員》

番号11番ですが、〇〇〇〇さんより△△△△さんへという事なのですが、これは62年の2月1日に□□□□さんのお父さんである◇◇◇◇さんが死亡のため〇〇〇〇さんが相続いたしました。そして平成13年の10月、三男である△△△△さんが□□□□さんより財産分与として農地を取得しております。これは◇◇◇◇さんが仕事を辞めて、後々老後は地元で暮らしたいという事で家を建てるという事で財産分与をしてもらっておりました。それで帰省するまでは〇〇〇〇さんが管理をするという事で、現在まで畑として使用しておりましたが、令和3年3月、△△△△さんが老後

は帰省しないという事で、土地が不要となり□□□□家に返却をしたいという連絡があってこのような事になりました。問題ありません。

《末光委員》

12番について説明させていただきます。○○○○さんの土地であるのですが、△△△さん名義の土地を実の兄の□□□□さんが栽培耕作管理をされるということです。◇◇◇◇さんは遠隔地で耕作は不便でできません。妹さんの要望によるものです。何ら問題はないと思います。以上です。

《竹葉委員》

13番、14番、15番についてご説明申し上げます。借受人の○○○○君は昨年まで農協の来村支所に勤めておられました。今回、農協を退職いたしまして、両親がやっている農業を引き継ぐという新規就農であります。ご両親ともまだお元気で耕作をされておりますので、耕作についての問題はないと思います。△△△△君自身も非常に真面目でよく働く子でありますので何ら問題ないかと思われま。

それから続きまして16番、これは所有権移転であります。譲受人の□□□□さんは85歳というかなり高齢ではありますが、この方も非常に熱心に農業をされておられます。今回、◇◇◇◇さんの土地、農地を購入しまして経営規模の拡大という事でございます。まあ、耕作不便という事もありまして、今回購入に至った訳でございますが、これらについても問題ないかと思われま。

《赤松利彦委員》

17番、○○○○さんから△△△△さんへの所有権移転であります。大変真面目な方で問題ないと思います。

18番、□□□□さんが◇◇◇◇さんに所有権移転であります。これも問題ないと思います。

19番、○○○○さんより△△△△さんに所有権移転で、大変真面目な方でこれも問題ないと思います。以上です。

《上田委員》

20番の説明をいたします。○○○○さんは非常に熱心に農業をされておりますので問題ないと思います。

続いて21番、これも△△△△さんの案件ですが問題ないと思われま。

22番ですが、□□□□さんは82歳で高齢ではありますが、非常に熱心に農業をされておりますので大丈夫かなという所です。

23番、これは親子関係ですので何ら問題ないと思います。

《小清水委員》

24番について説明いたします。○○○○さんと□□□□さんは親子関係でございます。△△△△さんも高校を卒業してからですね、ずっと農業をしております非常

に真面目に取り組んでおられますので問題ないかと思えます。

25番につきましても□□□□さんと◇◇◇◇さんは親子関係でございます。○○○○さんにつきましては、4年程前まで△△△△で仕事をしていたのですが、単身帰って来て農業をしております。今、農協の運営委員長もしております、非常に熱心にやられておりますので問題ないかと思われます。以上です。

《赤松利彦委員》

26番、○○○○さんより△△△△さんへ所有権移転であります。非常に真面目な方で問題ないと思えます。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

議案第2号農地法第4条、番号3番の説明をさせていただきます。○○○○さんの実のお父さんが50年以上前に母屋の老朽化と世帯人数が増えたという事で新築したものです。この案件につきましては5月28日に会長始め関係者によって現地調査を

行なっております。土地の地目については畑で違反転用になっておりますが、始末書も提出されております。この農地を転用するによって周囲に問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

4番の説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲受けて自己住宅の建設及び賃貸駐車場にするという申請です。この案件につきましては、5月28日に会長始め関係者にて現地調査を行なっております。この土地は、昭和63年に自己住宅を建築する際に、申請地の一部を自己住宅に入る進入路として使用されており違反転用になっておりますが、始末書も提出されております。この農地を転用する事によって周囲に被害などはなく問題ないと思います。以上です。

《谷本委員》

5番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは、お父さんから息子さんへの使用貸借権でありまして、現地調査は◇◇◇◇さんが現地に立ち会っております。転用に

よる悪影響もないという事で、特別問題ないと思います。以上であります。

《清家委員》

6番について説明します。〇〇〇〇さんより△△△△さんへの所有権移転です。これは□□□□さんの子供達が帰って来た時に駐車場が狭いから、自分の家の隣接地であります◇◇◇◇さんの土地を購入して子供達の駐車場にしたいという事です。現地は測量事務所の人がちゃんと測量をして既にピンも打ってあり、家の敷地の面積もちゃんと測っているという事なので、今後この境についての問題ないと思いますので別に問題はないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第3号は原案とお承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《今西委員》

35番について、35番の利用権設定をする〇〇〇〇さんは現在、住んでおられる所が鬼北町であります。耕作に不便なため耕作者を探しておられました。隣接地を耕作している△△△△さんが耕作をされるようになりました。□□□□さんについては

地区のリーダーとして農業に大変熱心でおられます。従いまして利用権設定やられる事に問題ないと思います。以上です。

続きまして36番について、36番につきましては更新であります。利用権設定受ける〇〇〇〇さんは高齢ではありますが、元気で農業を熱心に取り組んでおられます。利用権の設定の更新をされるのに問題ありません。以上です。

《黒田委員》

37番、〇〇〇〇さんは前にもありましたが利用権の設定する人より年は上なのですけれども、△△△△さん自身も営農は盛んにやっておられます。ただ比較的広くない所に複数人が耕作をするのはいかなものかという事で、□□□□さんに耕作を集中するという趣旨からこういう事になっているようでございます。◇◇◇◇さん自身は非常に元気ですので、ここで10年と契約期間が出ておりますが、この調子だったらやってしまうのではないかと考えております。馬力の良い人です。これは更新でも有り問題ないと思っております。

それから38番、〇〇〇〇さん。この方は前回にも登場しておりますが、非常に熱心に沢山の耕作地を集約して耕作をやっている方です。何ら問題ないと考えております。

39番、40番ですが△△△△さん、メインはイチゴ作りでございますが、非常に熱心に農業をやっておられます。これも更新であり何ら問題はないと思います。

賃借料につきましては、普通の水田で見たら右に出ていますが、これも更新であり何ら問題ないと考えております。以上でございます。

《小清水委員》

41番から46番についてご説明申し上げます。利用権設定を受ける者〇〇〇〇につきましては、吉田町のみならず近隣のですね、農地の小規模な基盤整備等々ユンボを持ってやられております。また田んぼの方につきましても荒起こしから稲刈りまで全般的に受託してやられている方でございます。現在、△△△△35町位あるのですが、半分以上を□□□□が耕作をしている風な状況でございます。

41番の◇◇◇◇さんにつきましては、これまでお父さんがやられておったのですが、高齢という事もありまして、〇〇〇〇に新規で利用権を設定するという事でございます。

42番につきましては、△△△△さんの相続人の□□□□さんになっておりますが、お兄さんが去年までやられていたのですが、去年お兄さんがお亡くなりになりまして、その時から◇◇◇◇が耕作をしているという事で更新でございます。何ら問題はないと思います。

43番につきましては、〇〇〇〇さん、息子さんの△△△△さんがやられていたのですが、もう田んぼの方は高齢で60歳過ぎたので田んぼの方は□□□□にやっていたといた事で、これも更新でありまして問題ないかと思っております。

44番の◇◇◇◇さんにつきましても、〇〇〇〇さん所の隣接の水田でございまして△△△△さんがやられるのならと一緒に□□□□の方に委託をしているという事で

ございます。これも更新でございますので何ら問題はないかと思っております。

45番につきましては、〇〇〇〇さんが昨年お亡くなりになりました。娘の△△△△さんはお勤めでございまして、今年度から□□□□に委託するという事で、新規の案件でございますが別段問題ないかという風に思っております。

46番につきましては、〇〇〇〇さんが73歳になられる訳でございますが、高齢という事もありまして、△△△△に新規で委託するようになりました。何ら問題ないかと思っております。以上です。

《谷本委員》

47番について説明します。〇〇〇〇さんが△△△△さんより土地を借りるという事です。年齢的には72歳という年齢ではありますが、これは元南予分場長の□□□□先生であります。元気にミカン作りをやられております。更新でありますので何ら問題ないと思えます。以上です。

《赤松利彦委員》

48番、〇〇〇〇さんより△△△△さんへ更新であります。何ら問題ないと思えます。

49番、□□□□さんより◇◇◇◇さんへ新規であります。これも問題ないと思えます。

50番、〇〇〇〇さんより△△△△さんへ新規であります。これも何ら問題ないと思えます。

51番、□□□□さんから◇◇◇◇さんに新規であります。これも問題ないと思えます。以上です。

《赤松俊雄委員》

52番、規模拡大のため〇〇〇〇より△△△△さんへ、□□□□さんは規模拡大のため◇◇◇◇君より委託されました。新規ですが何ら問題ないと思えます。

《上田委員》

53番、〇〇〇〇さんは非常に熱心に農業をされておられますので何ら問題ないと考えております。

《山口委員》

54番なのですが、〇〇〇〇さんは地区内でも熱心な稲作農家であります。問題ないと思えます。

《末光委員》

55番、56番について説明します。55番の利用権設定する〇〇〇〇さんは、高齢のため耕作が難しいという事で耕作者を探していた所、△△△△さんが耕作をするという事で話がまとまったという事です。□□□□さんは熱心に農業に取り組んでいるので問題ありません。

56番続けて説明させていただきます。56番については更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおります。今までどおり耕作をするという事で問題はございません。

《三好委員》

57番について説明いたします。石応の〇〇〇〇さんが、△△△△さんから新規に果樹園を借り受けて耕作をするという事です。□□□□さんから私の方に連絡がありました。何ら問題ないと思います。

《竹葉委員》

58番、59番について説明を申し上げます。今回この2件新規でございます。

利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇さん。この方は今、農業委員の協力員の方もやっております。地域でも有能な後継者でございますので何ら問題ないと思います。以上です。

《山本一也委員》

8番について説明します。〇〇〇〇さんは経営拡大のために、△△△△さんは耕作不便だという事で所有権移転の運びとなりました。問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

ご意見がないようですので採決をいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和3年6月定例総会の議案を終了いたします。